

# 幌延町まちづくり基本条例(素案)

## 目次

前文	総則(第1条―第2条)
第1章	まちづくりの基本原則(第3条)
第2章	情報の共有(第4条―第7条)
第3章	参加と協働(第8条―第12条)
第4章	町民等(第13条―第15条)
第5章	町議会(第16条―第19条)
第6章	町長等(第20条―第24条)
第7章	町政運営の原則(第25条―第31条)
第8章	まちづくりの基本方針(第32条―第37条)
第9章	最高規範性等(第36条―第37条)
第10章	附則



本条例を制定します。

### 第1章 総則

第1条(目的) この条例は、本町のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、町民、町議会及び町長等がその役割と責務を共有し、個性豊かな地域社会を築くことを目的とし、

第2条(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところにより

(1) 町民 町内に住み、又は町内で働き、学び、若しくは活動する人

(2) 町 町長等及び議会にて構成される基礎自治体として

(3) 町長等 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

(4) 参加 町民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。

私たちのまち幌延町は、豊かな自然の恵みのもと、先人の英知と努力によって農業を中心とした経済を基盤に、地域社会の発展と豊かな暮らしのために努めてきました。

私たちは、先人が積み重ね築き上げた歴史や文化、守り育ててきた自然などの貴重な財産を未来の世代に引き継いでいく義務があります。

そのためには、自治の主役である町民、町民の信託を受けた町議会及び町長等との間で、将来にわたって共有すべき考え方や自治を実現していくための仕組みを自ら定めることが必要です。

さらには、町民、町議会及び町長等は、お互いの情報を共有し合いながら、まちづくりに参加協力し、そしてそれぞれの責任と役割を果たす協働のまちづくりによって、個性豊かな魅力あふれる幌延町を創造することを目指します。

私たち町民は、幌延町のまちづくりの理念を明らかにし、安全で安心して暮らせる社会の実現のために、まちづくりの最高規範として、ここに幌延町まちづくり基本

(5) 協働 町民、町議会及び町長等が、自主性を尊重し、対等な立場で相互に補充し、協力することをいいます。

(6) コミュニティ 住んでいる地域を単位とした町内会、目的を掲げて活動しているボランティア団体などの豊かな生活を目標として結ばれた多様な組織をいいます。

(7) パブリックコメント 重要な条例及び計画の策定に当たり、町民の意見を反映させるために事前に案を公表し、町民の意見を聴取するとともに、これに対する町長等の考え方を公表する制度をいいます。

第2章 まちづくりの基本原則(基本原則)

第3条 まちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

(1) 町民、町議会及び町長等が、まちづくりに関する情報を共有すること。

(2) 町民一人ひとりが自ら考え行動し、まちづくりに参加する機会が保障されること。

(3) 町民、町議会及び町長等が、それぞれの役割と責務を認識し、協働してまちづくりを行うこと。

(4) 町議会及び町長等は、町政に対する町民の信頼を確保するため、説明責任を果たすとともに、公正な町政運営を行うこと。

第3章 情報の共有

第4条 町民は、町政の主権者として、まちづくりに参加するために必要な町の保有する情報について、その提供を受け、又は自ら取得する権利を有します。

第5条 町は、町の保有する情報が町民の共有財産であることを認識するとともに、町政に関する正確で分かりやすい情報

(情報の提供)

を町民が迅速かつ容易に得られるよう、情報の公開を総合的に推進します。

第6条 町は、保有する個人情報に関して厳重な管理を行い、町民の権利や利益が侵害されることのないよう、町が持つ個人情報

第7条 町長等は、町民への説明責任を果たすとともに、町政への参加の促進を図り、公正で民主的な開かれた町政の推進のため、パブリックコメントを実施

第8章 参加と協働

第9条 町は、町民のまちづくり参加を推進するため、積極的に参加できる機会の拡充に努めます。

第10条 町民、町議会及び町長等は、それぞれの役割と責任の下に、協働のまちづくりを推進します。

第11条 町民と町は、自治の担い手としてのコミュニティの役割と責務を認識し、コミュニティを守り育てます。

第12条 町は、まちづくりの担い手であるコミュニティの自主性と主体性を尊重しながら、必要な支援を行います。

第13条 町民は、町政の主権者として、まちづくりに参加する権利を有します。

第14条 町民は、自主的かつ自律的な意思に基づいて、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。

第15条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、町民及び町と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手として、まちづくりに参加する権利を有します。

第11条 町民と町は、自治の担い手としてのコミュニティの役割と責務を認識し、コミュニティを守り育てます。

第12条 町は、まちづくりの担い手であるコミュニティの自主性と主体性を尊重しながら、必要な支援を行います。

第13条 町民は、町政の主権者として、まちづくりに参加する権利を有します。

第14条 町民は、自主的かつ自律的な意思に基づいて、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。

第15条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、町民及び町と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手として、まちづくりに参加する権利を有します。

第16条 事業者等は、町民とともに地域社会を構成する一員として